

# 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本宇宙少年団（以下「当財団」という）が受領する寄附金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金等の種類)

第2条 寄附金等の種類は、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を財政的に支援する目的で寄附される現金等の財産で、次の各号のものを指す。

- (1) 一般寄附金 個人又は団体から使途の指定なく寄附される現金
- (2) 使途指定寄附金 個人又は団体から使途を指定して寄附される現金
- (3) 会費 団員及び指導員から年会費として納入される現金
- (4) 賛助会費 賛助企業から会費として納入される現金
- (5) 各号以外の財産

(寄附金等の使途)

第3条 寄附金等の使途は、定款第4条に定める公益目的事業に使用するほか、当財団の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。ただし、寄附金総額の50%以上80%以下は公益目的事業に使用する。

2 前項に関わらず、寄附者から使途を指定して寄附される使途指定寄附金等は寄附者の指定に従い使用する。

第4条 寄附者が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金等を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受入れに起因して、当財団が著しく資金負担が生じる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び財団が受け入れるには社会通念上不適當と認められる場合

(受領書等の送付)

第5条 寄附金等を受領したときは、寄附者の指定に従い、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当財団の公益目的事業に関連する寄附金等である旨、寄附者の氏名、住所、寄附金額及びその受領年月日、を記載する。

(情報公開)

第6条 当財団が受領する寄附金等については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会の承認を経て、別に定める。
- 2 この規程は、平成24年10月18日から施行する。(平成24年10月18日第2回理事会決議)

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年3月14日平成25年度第3回理事会決議)